

## 第1条 BizSTATION 口座振替 超日短サービス利用規定

1. BizSTATION 口座振替 超日短サービス(以下「Biz 口振超日短サービス」といいます。)とは、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスまたは BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「口座振替」(以下「Biz 口振サービス」といいます。)をお申込のお客さまが、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定または BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下総称して「Biz 口振関連規定」といいます。)で定められた締切時間を越えて口座振替取引の依頼内容が確定となるデータの送付(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に従い、Web 承認の承認方法を選択された場合に依頼のための承認操作を行うことを含みます。以下同じです。)を行うことができるサービスのことをいいます。
2. Biz 口振超日短サービスの利用にあたっては本 BizSTATION 口座振替 超日短サービス利用規定(以下「Biz 口振超日短サービス規定」といいます。)および Biz 口振関連規定を適用するものとします(Biz 口振関連規定に規定された「口座振替サービス」等に Biz 口振超日短サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 口振超日短サービス規定と Biz 口振関連規定が抵触する場合には、Biz 口振超日短サービス規定が優先されるものとします。

## 第2条 Biz 口振超日短サービスの内容

1. 口座振替取引依頼の内容が確定となるデータの送付締切時間は、振替日の前営業日の午後 6 時とします。
2. Biz 口振超日短サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼の内容が確定となるデータの送付は、振替日前営業日の当行所定の時間以外は利用できません。
3. Biz 口振超日短サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼の明細数は、当行所定の数を超える事はできません。
4. Biz 口振超日短サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼が Biz 口振超日短サービス対象の取引となります。当該委託者コードを指定しない取引依頼は、Biz 口振超日短サービス対象とはなりません。

## 第3条 手数料

Biz 口振超日短サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼は、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振超日短サービスの従量料金を加えた手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。なお、当行は BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振超日短サービスの従量料金を加えた手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた指定の預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。

## 第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 口振超日短サービスは、CAMS サービスにおいて社内キャッシュレスをご契約されていたお客さまのうち、Biz 口振サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz 口振超日短サービスの利用を申込される方は Biz 口振超日短サービス規定、Biz 口振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 口振超日短サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により Biz 口振超日短サービスを取止めることができます。この場合 Biz 口振サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. Biz 口振サービスを取止める場合は、Biz 口振超日短サービスも取止めるものとします。

## 第5条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 口振超日短サービスを取止めできるものとします。
  - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
  - (2) お客さまが Biz 口振超日短サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 口振超日短サービスも当然に取止めになります。
3. Biz 口振超日短サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。
4. BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz 口振超日短サービスによる取引に主に使用する口座が解約されたときは、Biz 口振超日短サービスの契約は当然に終了するものとします。

## 第6条 関係規定の適用

Biz 口振超日短サービス規定および Biz 口振関連規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

## 第7条 サービス内容または規定の変更

Biz 口振超日短サービスまたは Biz 口振超日短サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上